事 務 連 絡 令和 2 年 3 月 25 日

都 道 府 県 各 保健所設置市 衛生主管部局 御中 特 別 区

> 厚 生 労 働 省 健 康 局 結 核 感 染 症 課 厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課 厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課

新型コロナウイルス感染症に係る感染防止対策について

新型コロナウイルス感染症に関しては、「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」(2020年3月19日新型コロナウイルス感染症対策専門家会議)において、市民や事業者の皆様に、最も感染拡大のリスクを高める環境(①換気の悪い密閉空間、②人が密集している、③近距離での会話や発声が行われる、という3つの条件が同時に重なった場)での行動を十分抑制していただくことが重要とされています。

また、若者世代は、新型コロナウイルスへの感染による重症化リスクは高くない 一方、無症状又は症状が軽い方が、本人は気づかずに感染を広めてしまう事例が多 く見られるとされています。

いわゆる「ライブハウス」については、上記3つの条件が同時に重なる可能性があり、また、若者世代の利用が想定されるところであり、先般、大阪のライブハウスにおいて患者百名を超えるクラスター(患者集団)の発生が報告されています。

つきましては、興行場法(昭和23年法律第137号)又は食品衛生法(昭和22年法律第233号)による許可を受けて営業している、いわゆる「ライブハウス」の情報を感染症、生活衛生及び食品衛生担当部局間で共有し、別添1の「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」の抜粋及び「感染対策のあり方の例」を当該事業者へ周知徹底するとともに、感染防止の取組が適切に講じられるよう、御指導方よろしくお願いします。

なお、警察庁からも別添2のとおり発出されていますので御承知置きください。